

平成 29 年度 一般社団法人日本看護学校協議会 事務担当者会 実施報告

開催日時 平成 29 年 10 月 4 日（水） 9 時 55 分から 16 時

会 場 （東京都） アルカディア市ヶ谷（私学会館）

参加者 143 名

今年度の参加者は例年に比してやや少なかったが、途中で帰られる方は全くなく、終日研修に余念がなく会場は熱気に包まれていた。

今年度は、会のはじめから課程別に編成させて頂いたグループにて過ごして頂き、午前・午後の講演後には、グループ員で意見交換ができるようにし、講師にも待機して頂いた。このような方式の研修会は今までにはなかったが、皆様からは好評を頂いた。

<以下、各講演の概要についての紹介>

「 専門学校の振興に向けた質保証の在りかた ～自らの教育を基準化する～ 」

講師 関口 正雄 氏

（全国専修学校各種学校総連合会 常任理事・総務委員長）



1. 専門職大学の可能性

専門職大学の可能性として、文部科学省は、職業実践専門課程の実績を見てからと考えていたが、内閣府は、一条校化を進めてきているので並行して検討。

(1) 専門職大学の特徴

① 育成目標・能力要件 ② 区分制の導入

(2) 専門職大学の課題

① 「我が国の高等教育の将来像」との整合性 ② 学位プログラム ③ 認証評価

2. 専門学校の振興

- ① 高校からの入学者数や進学率
- ② 就職率
- ③ 卒業生のキャリア状況の把握
- ④ 社会人の受け入れ実績
- ⑤ 教育機関としてのコストパフォーマンス等、社会的評価をいかに獲得できるかが課題となってくる。

3. 第三者評価に向けて

実施率では、学校関係者評価の公表率は35.9%と低い状態であり、第三者評価を導入し多面的に教育を分析し公表することが、専門学校教育の活性化につながると期待されている。

4. 専門学校へのメッセージ

- ① 自らの教育の基準化
- ② 看護系大学、専門職大学に先行し、看護専門学校教育の分野別評価体制を確立・実施する。
- ③ 分野別評価基準の整備を動力とし、看護専門学校の国際通用性を確固たるものとしこれを広く公開する。
- ④ 私立専門学校等評価研究機構などを通じ、他の専門学校教育分野との連携が求められる。

(文責 中島 清彦)

「看護学校運営に関する事務職員としての情報管理

—個人情報法の改正を踏まえて—

講師 蒔田 覚 氏

(仁邦法律事務所 弁護士)



医療紛争が専門の蒔田弁護士から以下の3点について講演を頂いた。

1. 個人情報保護法(概略)
2. 個人情報と守秘義務
3. 実習における個人情報管理

1. 個人情報保護法について

第一条（目的）・・・個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする

平成 29 年の改正によって利用目的の制限が緩和された。

2. 個人情報と守秘義務

個人情報とは、個人識別符号を含む特定の個人を識別することができるものである。さらに重要なものとして、要配慮個人情報（本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴・・・など）がある。

看護学校では、住所、成績、家族情報などの個人情報を取り扱う。さらに実習では、診療情報の多くが要配慮個人情報である。それらの個人情報を適正に取得するためには、利用目的を提示し同意を得ることが大事である。また、個人情報を第三者に提供することは例外を除いてできない。

平成 29 年の改正によって本人の開示請求権が認められたので、開示請求があった場合の体制の整備に努める必要がある。

3. 実習における個人情報管理

看護師は医療倫理上、法律上の守秘義務がある。看護学生は、刑事上の守秘義務は負っていないが、倫理上、民事上の義務を負っており行政責任の対象になる。また、実習における医療行為は、本来国家資格のない学生は実施できない（法的根拠はない）訳だが、患者からの信頼に基づき臨地実習を行っている。そのため患者の同意を得ること、要配慮個人情報を扱うという自覚を持つことを指導する必要がある。

具体的には患者、病院が特定されないような実習記録の書き方の工夫や、電子媒体・紙媒体の漏洩事故、SNS への書き込みをしないなど、守秘義務の重要性について、理解を深められるよう学生を教育しなければならない。

（文責 花野 真佐美）